

政令第 号

航空法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

「八戸飛行場

「札幌飛行場

三沢飛行場

別表八戸飛行場に係る項空港等の欄中 三沢飛行場 を

大湊飛行場

に改め、同項委任事項の欄第一号

大湊飛行場

八戸飛行場

中「八戸飛行場、三沢飛行場及び大湊飛行場」を「三沢飛行場、大湊飛行場及び八戸飛行場」に改め、同欄第三号及び第四号中「三沢飛行場」を「札幌飛行場、三沢飛行場」に改め、同表札幌飛行場に係る項空港等の欄中「札幌飛行場」を削り、同項委任事項の欄第三号及び第四号中「札幌飛行場及び」を削る。

附 則

この政令は、平成二十年十一月二十日から施行する。

理 由

航空交通管制業務に関する国土交通大臣の権限に属する事項のうち、札幌飛行場について防衛大臣に委任するものの範囲を改める必要があるからである。